

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>（有価証券報告書の提出期限の承認の手續等）</p> <p>第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行に関する事項</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変</p>	<p>（有価証券報告書の提出期限の承認の手續等）</p> <p>第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は</p>

更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5・6 (略)

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。）に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5・6 (略)

(外国会社報告書の提出要件)

第二十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次号及び第二十八条の二において同じ。）が有価証券報告書等（法第二十四条第八項に規定する有価証券報告書等をいう。次号において同じ。）に代えて外国会社報告書を提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること。

二 報告書提出外国会社が外国会社報告書を提出しようとする場合において、当該外国会社報告書に係る特定期間に係る外国会社半期報告書（当該特定期間が一年でない場合にあつては、当該特定期間の直前特定期間に係る外国会社報告書）を提出していないときは、次のいずれかの書類のうち、当該外国会社報告書を提出する直前に提出するものに、当該書類の提出の後において有価証券報告書等に代えて当該外国会社報告書を提出する旨の記載があること。

イ 当該外国会社報告書に係る特定有価証券に係る有価証券届出書

イ	「ファンドの性格」の「(2) ファンドの仕組み」	
ロ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」	
ク	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「3 投資リスク」	
ニ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」	
ハ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」	
コ	「第二部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」	
カ	「第八号様式」次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項	
キ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「1 外国投資法人の概況」の「(3) 外国投資法人の仕組み」	
ク	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」	
ケ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「3 投資リスク」	
コ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金」	
カ	「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「	

内閣府令で定めるものは、第七号の様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、当該外国会社報告書に記載されていない事項を日本語によって記載したものとす。

4 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に定める事項とする。

イ	「外国会社報告書に次に定める事項が記載されている場合は、その全文を日本語によって記載したもの」
ロ	「第七号の様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「2 投資方針」に記載すべき事項に相当する事項」
ハ	「第七号の様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「3 投資リスク」に記載すべき事項に相当する事項」
ニ	「第七号の様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」に記載すべき事項に相当する事項」
ハ	「第七号の様式のうち「第一部 ファンド情報」の「第2 外国投資信託受益証券事務の概要」に記載すべき事項に相当する事項」
ニ	「第七号の様式のうち「第二部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」に記載すべき事項に相当する事項（これらの書類の作成に関する重要な会計方針を

5 運用状況」	
く	「第二部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」
け	「(2) 損益計算書」
こ	「(3) 金銭の分配に係る計算書」及び「(4) キャッシュ・フロー計算書」
三	第八号の三様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
イ	「第1 管理資産の状況」の「1 概況」の「(1) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」
ロ	「第1 管理資産の状況」の「2 管理資産を構成する資産の概要」
く	「第1 管理資産の状況」の「3 管理及び運営の仕組み」の「(1) 資産管理等の概要」の「② 管理報酬等」
こ	「第1 管理資産の状況」の「4 証券所有者の権利行使等」の「(3) 課税上の取扱い」
ホ	「第1 管理資産の状況」の「5 管理資産を構成する資産の状況」
く	「第1 管理資産の状況」の「6 投資リスク」
け	「第2 管理資産の経理状況」の「1 主な資産の内容」
こ	「2 主な損益の内容」及び「3 収入金(又は損失金)の処理」
四	第八号の五様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

含む。))	
二	第七号の二様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表
5	第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出する場合について準用する。
6	外国特定有価証券の発行者が提出する外国会社報告書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。
一	第七号の二の二様式により作成した書面
二	外国会社報告書に記載された代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
三	当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

- イ 「第 1 特定信託財産の状況」の「2 特定信託財産を構成する資産の概要」
- ロ 「第 1 特定信託財産の状況」の「4 特定信託財産を構成する資産の状況」
- ク 「第 1 特定信託財産の状況」の「5 投資リスク」
- キ 「第 1 特定信託財産の状況」の「6 特定信託財産の経理状況」の「(1) 貸借対照表」「(2) 損益計算書」及び「(3) 利益処分計算書(又は損失処理計算書)」
- ク 「第 1 特定信託財産の状況」の「7 証券所有者に関する事項」の「(2) 課税上の取扱い」
- 五 第九号の二様式 次に掲げる項目に記載すべき事項の相対する事項
- イ 「第 1 信託財産の状況」の「2 信託財産を構成する資産の概要」
- ロ 「第 1 信託財産の状況」の「3 信託の仕組み」の「(1) 信託の概要」の「① 信託の基本的仕組み」
- ク 「第 1 信託財産の状況」の「4 信託財産を構成する資産の状況」
- キ 「第 1 信託財産の状況」の「5 投資リスク」
- ク 「第 1 信託財産の状況」の「6 信託財産の経理状況」
- ク 「第 1 信託財産の状況」の「7 証券所有者に関する事項」の「(2) 課税上の取扱い」
- 六 第九号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項の相対する

事項

- イ 「第一部 原資産情報」の「第1 抵当権の状況」の「2 貸付債権の概要」及び「3 外国抵当証券保有者の権利」の「(2) 課税上の取扱い」
- ロ 「第一部 原資産情報」の「第2 外国抵当証券の目的財産の概況」の「1 外国抵当証券の目的財産の概要」
- ク 「第一部 原資産情報」の「第3 リスク情報」
- ニ 「第二部 特別情報」の「第1 発行者の経理状況」及び「第2 貸付債権に係る債務者の経理の概況」
- 七 第九号の大綱式次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項
- エ 「第1 外国組合等の状況」の「1 外国組合等の概況」の「(4) 外国組合等の仕組み」
- ロ 「第1 外国組合等の状況」の「2 投資方針」
- ク 「第1 外国組合等の状況」の「3 投資リスク」
- リ 「第1 外国組合等の状況」の「4 手数料等及び税金」
- ハ 「第1 外国組合等の状況」の「5 運用状況」
- コ 「第3 外国組合等の経理状況」の「1 財務諸表」の「(1) 貸借対照表」及び「(2) 損益計算書」
- 4 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社報告書に記載されて

いない事項のうち、当該各号に定める事項を日本語によって記載したものとす。

5 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第三項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によって記載したもの

二 第三項各号に掲げる様式による有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表

三 外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社報告書の提出に関する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

五 第七号の二の二様式により作成した書面

6 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項

した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の法令又は慣行に関する事項

2 第九条の規定は、報告書提出外国会社が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該承認申請書に記載された当該報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四 (略)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書を外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受

に記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

2 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該承認申請書に記載された当該外国特定有価証券の発行者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

四 (略)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当

けた期間内)の日である場合には、その直前特定期間)から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の報告書提出外国会社が毎特定期間経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。)第一条の規定は法第二十四条の第二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、電子手続府令第二条の規定は法第二十四条の第二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用

該承認を受けた期間内)の日である場合には、その直前特定期間)から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後四月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(公告の方法)

第二十七条の五 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。)第一条の規定は法第二十四条の第二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、電子手続府令第二条の規定は法第二十四条の第二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用

する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない」。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の五第一項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2
(略)

する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない」。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の二第一項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

2
(略)

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第二十七条の八 法第二十四条の二第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示(同項に規定する外国において開示をいう。第二十八条の四において同じ。)が行われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(新設)

(外国会社訂正報告書の提出等)

第二十七条の九 第二十七条の三第一項、第二項及び第五項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

(新設)

2 法第二十四条の二第四項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとす。

- 一 訂正の対象となる外国会社報告書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及び訂正の内容

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社半期報告書及びその補足書類(同条第八項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第二十八条の五第二項において同じ

(外国会社半期報告書の提出要件)

第二十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。
一 報告書提出外国会社が外国会社半期報告書を半期報告書に代えて提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること。

- 二 報告書提出外国会社が、外国会社半期報告書を提出しようとする場合において、当該外国会社半期報告書に係る特定期間の直前特定期間に係る外国会社報告書を提出していないときは、次のいずれかの書類のうち、当該外国会社半期報告書を提出する直前に提出するものに、当該書類の提出の後において半期報告書に代えて当該外国会社半期報告書を提出する旨の記載があること。
- イ 当該外国会社半期報告書に係る特定有価証券に係る有価証券届出書
 - ロ 当該外国会社半期報告書に係る特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書

(外国会社半期報告書の提出等)

第二十八条の三 法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出しようとする外国特定有価証券の発行者は、外国会社半期報告書三通を関東財務局長に提出しなければならない。
2 法第二十四条の五第八項(法第二十七条において準用する場合を

。) に規定する補足書類をいう。第二十八条の五第二項第一号において同じ。) 三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 | 第九条の規定は、報告書提出外国会社が法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。

3 | 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 | 第十号の二様式 「1 フランズの運用状況」及び「2 フランズの経理状況」の「(1) 資産及び負債の状況」

二 | 第十一号様式 「2 外国投資法人の運用状況」及び「4 外国投資法人の経理状況」の「(1) 資産及び負債の状況」

三 | 第十一号の三様式 「1 管理資産を構成する資産の状況」及び「2 管理資産の経理の概況」

四 | 第十一号の五様式 「1 特定信託財産を構成する資産の状況」及び「2 特定信託財産の経理状況」

五 | 第十二号の二様式 「1 信託財産を構成する資産の状況」及び「2 投資リスク」及び「3 信託財産の経理状況」

六 | 第十二号の四様式 「第1 貸付債権の状況」及び「第2 外国
抵当証券の目的財産の状況」及び「第3 発行者の経理状況」及び

七 | 第十二号の六様式 「第4 貸付債権に係る債務者の経理の概況」
「第十二号の六様式 「2 外国組合等の運用状況」及び「4

含む。以下同じ。) に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号の二様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項を日本語によって記載したものとす。

3 | 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に定める事項とする。

一 | 外国会社半期報告書に次に定める事項が記載されている場合は、その全文を日本語によって記載したもの

イ | 第十号の二様式のうち「1 フランズの運用状況」の「(1) 投資状況」に記載すべき事項に相当する事項

ロ | 第十号の二様式のうち「1 フランズの運用状況」の「(2) 運用実績」に記載すべき事項に相当する事項

ハ | 第十号の二様式のうち「2 フランズの経理状況」の「(1) 資産及び負債の状況」に記載すべき事項に相当する事項

二 | 第十号の二様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書との対照表

4 | 第九条の規定は、外国特定有価証券の発行者が法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。

5 | 外国特定有価証券の発行者が提出する外国会社半期報告書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。この場合において、当該事項が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付

「外国語の記載状況」の「(1) 発行者及び監事の状況」

4 | 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち、当該各号に定める項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとす。

5 | 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 | 第三項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 | 第三項各号に掲げる様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表

三 | 外国会社半期報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四 | 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社半期報告書の提出に関する一切の行為につき、当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

五 | 第十号の二の二様式により作成した書面

6 | 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

さなければならない。

一 | 第十号の二の二様式により作成した書面

二 | 外国会社半期報告書に記載された代表者が当該外国会社半期報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 | 当該発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社半期報告書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

(外国会社半期訂正報告書の提出要件)

第二十八条の四 法第二十四条の五第十二項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条第一項において「外国会社半期訂正報告書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期訂正報告書の提出等)

第二十八条の五 第二十八条の三第一項、第二項及び第五項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の五第十二項において準用する同条第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

一 訂正の対象となる外国会社半期報告書及びその補足書類の提出日

二 訂正の理由

三 訂正の箇所及び訂正の内容

(新設)

(新設)

第二十八条の六
(略)

第二十八条の四
(略)

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>第十号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 外国会社半期報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>第十号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 外国会社半期報告書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【計算期間】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>